

平成22年2月24日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成22年3月17日（水）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

第2 発議案第1号から第3号までの  
上程説明並びに総括審議

第3 議案第28号の上程説明

第4 議案第28号の質疑後委員会付託

第5 議案第28号の審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成22年3月17日（水）午後1時00分 開議

○議長（常泉健一君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は24名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（常泉健一君） ここで報告します。

去る5日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長にますだよしお君を、副委員長に加賀田隆志君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において各委員会にその審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、「教育委員会の点検・評価報告書」についての報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（常泉健一君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議案並びに陳情の総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、審査を付託しました案件について、各委員長からの審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（ますだよしお君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る5日の本会議において付託されました議案第6号「平成22年度茂原市一般

会計予算」について、8日及び9日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府の経済見通しによると、平成22年度において景気は緩やかに回復していくと見込まれるとし、その理由として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の着実な実施や子ども手当、農業の戸別所得補償、高校の実質無料化など、家計する支援する施策等により、民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されるからとされています。

物価については、大幅な供給超過のもとでマイナス幅が縮小するものの緩やかな下落が続くと見込まれる。また、失業率は高止まると見られることなどから、国内総生産の実質成長率を1.4%程度と見込んでおります。

そして、国の平成22年度予算の基本的な考え方は、既存の概算要求基準を廃止し、マニフェストの行程表に掲げられた主要な事項を実現するため資源配分を大胆に見直し、すべての予算を組み換え、「新成長戦略」を決定いたしました。

掲げられた新規施策を実現させるにあたり、行政刷新会議における事業仕分けの評価結果の厳格な反映や公益法人等の基金の返納等による歳入確保を図っており、国債増発に依存することなく必要な財源を確保するとしております。

こうした方針に基づいて算定された一般会計の予算規模は92兆2992億円、対前年度比4.2%の増とされております。

一方、地方財政については、税収の落ち込みに対し適切な補てん措置を講じるとしており、その際、地方における歳出改革を継続しつつ、雇用情勢等を踏まえ、地域活性化に向けた施策等を円滑に実施できるよう臨時財政対策債を含めた地方交付税を3兆6000億円規模の増額をし、地方に最大限配慮しているとしています。

さて、本市の財政状況を見ますと、歳入においては個人市民税所得割、法人市民税法人税割は前年度に比べ減少すると見込まれますが、地方交付税は特別枠の創設により前年度に比べ増加すると見込まれ、歳出においては財政健全化計画に沿った削減をしているが、扶助費等の増があり、非常に厳しい財政状況が予測されます。

このことから、予算編成にあたっては、本年度も引き続き枠配分方式を採用することにより、各部局の自主性のもと、施策・事業の選択と集中・再構築を行い、配分の効率化に努めたところであり、歳入では引き続き滞納処分の強化や未利用土地の売り払い等々、積極的かつ徹底的な財源確保を目指し、一方、歳出では既存の制度や施策の見直し、聖域のないあらゆる角度からの節減を図ったとしております。

その結果、平成22年度予算は、歳入歳出の総額を247億7300万円とし、対前年度7億4000万円、3.1%の増となっております。

本委員会では、22年度予算が非常に厳しい財政状況の中、本市の危機的状況を改善するために策定された財政健全化計画を踏まえ編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「本予算策定にあたり、どの部分に重点を置いたのか」との質疑に対し、「国の施策にかかわるものであるが、子ども手当の創設など児童福祉の充実、緊急雇用創出事業による新たな雇用の充実などである。また、本年10月に開催されるゆめ半島千葉国体にかかわる費用、それから後期基本計画策定のための予算などを目玉事業として計上した」との答弁がありました。

次に、「財政健全化計画において、最重要課題として位置づけられている債務負担行為償還計画の今後の見通しは」との質疑に対し、「債務償還の計画的実施については、歳出抑制と歳入確保の二本立てで進めていかなければならないと考えている。そのためには、企業誘致など税収確保策に最大限の努力をしていくつもりである。しかしながら、世界に目を向けると、ソブリンリスクなど日本経済が影響を受けるような目に見えない大きな問題が内在し、また扶助費の急激な増加などの問題を抱えており、今後はそういったリスクを十分勘案しながら償還計画を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「先般開催された県議会において地元選出の議員から、にいほる工業団地に対する一般質問があり、その答弁の中で、地元で道路整備などがなされれば可能性はあるとの話であった。雇用拡大の観点からも必要であると考えが、見解は」との質疑に対して、「本件については大変厳しい財政状況であるが、行政に課せられた命題と考え、県側と早期に検討、交渉などを行い、積極的に対応していきたいと思っている」との答弁がありました。

次に、「茂原市の財政構造は、同規模の他市と比べ良好な状況にあるにもかかわらず、厳しい財政運営を迫られている。再度、全体を把握する必要があると考えるが、どうか」との質疑に対し、「過去の負の資産を償還することを重要視しているため、大変難しい舵取りをせざるを得なくなっている。財政健全化計画の策定後に想定外の問題が多発したこともあるが、長生郡市広域市町村圏組合負担金の見直しを検討することや茂原市に存在する有用な資産を活用するなど、引き続き歳出の削減、歳入の確保策を研究していきたい」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程において多くの意見、要望、指摘がなされたところでありま

すが、結果として、平成22年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員7人のうち、賛成する者6人、反対する者1人で、賛成多数により原案のとおり可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者からの附帯意見を要約して申し上げます。

1. さらに財政健全化計画を進め、市民サービスの充実を図りながら予算執行に努められたい。
1. 市長においては、過去になし得なかった諸問題について就任早々着手され、英断を持って実行されたことは、多くの市民から高い評価が得られたと思う。全員で英知を結集し、まちづくり、人づくり、安心・安全で健全な市政運営が早期に実現できるよう要望する。
1. 市税の大幅な減収が見込まれ、扶助費の増大が避けられない中での予算策定に努力の跡が垣間見られるが、さらなる財源確保に努め、充実した行政運営に努力されたい。
1. 市長の英断により、長年の懸案事項であった給食公社の民営化や再開発ビル床借上料等の大幅な減額などにより、他の市民サービス向上に予算配分できたことは高く評価できる。特に、平成22年度は財政健全化計画の最終年度であり、達成率を100%に近づけるよう歳出の抑制に努め、歳入においては税の公平性の観点からも徴収率の向上に努め、効率的な事務執行にあたられたい。
1. 市の人口を増やすことを目的に、目玉となるような事業を展開しながら、まちを活性化させることで財政の立て直しに努力されたい。
1. こんにちは赤ちゃん事業など、市民の立場に立った事業が充実してきているが、予算編成における枠配分方式が十分機能していない箇所も見受けられる。市民が納得できるようなむだのない予算執行に努められたい。

とのことであります。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「本予算中、子ども手当の創設、乳幼児医療費補助の進展、企業補助金の一定の見直し等、評価できる点もあるが、財政健全化計画による職員給与削減の強行、非常勤職員の人員削減、給食公社問題をはじめとした民営化路線で大なたを振るいながら、また一方では、特定任期付職員として警察官の採用など、市民サービスから遠ざかり住民監視の強化と思われるような面も見られ、自治体本来の住民の命と暮らしを守るという立場から、本案は不十分と考え反対する」との意見がありました。

さらに、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 第2次男女共同参画基本計画の策定にあたっては、審議会等における女性委員の登用率について明確な数値目標を掲げ、また、行政が手本を示す意味からも積極的に女性の管理職登用を進められたい。
1. うつ病をはじめとする心の病が社会問題となっており、職員の健康管理に十分留意するよう努められたい。
1. 人権擁護委員への相談内容や、地域安全パトロールなどで得た情報は、個人情報など最大限留意し、いろいろな部署で問題や情報の共有、活用を図り、横の連携を強化されたい。
1. 防災行政無線のデジタル化を推進し、防災体制の強化、充実を図られたい。
1. 農産物直売所は地産地消の推進が図れるとともに、集客効果により地域活性化の一翼を担うことができるため、県内外に向けて幅広くPRされたい。
1. 商店街の活性化については、今後、新たな方向性を見出せるよう努力されたい。
1. 公民館等業務の外部委託が進められているが、実際のノウハウを知る職員がいなくなることにつながるため、自治体本来の機能が失われないよう最新の注意を図られたい。
1. 活字離れの傾向がある中、図書館購入にあたっては本の中身、質を十分精査し、子供たちによいものを提供されたい。
1. 美術館・郷土資料館の展示品等は茂原市の貴重な財産であるため、管理運営を委託する業者選定に際しては慎重を期されたい。
1. まちづくりを考える民間団体の設立について積極的に推進し、まちづくり推進事業補助金の増額について検討されたい。
1. ブックスタート事業は、全国的に見ても先進的な事業であり、今後はさらなる充実を図られたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議においても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、総務委員会委員長 勝山颯郷君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 勝山颯郷君登壇）

○総務委員会委員長（勝山颯郷君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る5日の本会議において付託されました議案9件、陳情第3件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

す。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8875万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億8217万円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本年度の萩原小学校改築事業及び本納中学校耐震補強事業の事業費の内訳は」との質疑に対し、「萩原小学校については手数料が176万4000円、工事監理費1759万円、リース料1936万2000円、本体工事費5億1285万円、電気工事費6051万円、機械工事費6955万8000円となっており、本納中学校については手数料が38万9000円、パソコンの移設費105万円、工事監理費390万6000円、警備機器移設費100万円、本体工事費1億2976万3000円、電気工事費1128万9000円、機械工事費1796万9000円となっている」との答弁がありました。

次に、「公債費の3億500万円余は減債基金への積立金と理解しているが、積み立てた理由は」との質疑に対し、「減債基金は本来公債費の支払いに不足が生じたときに充当するためのものであり、今回は歳出が多くあったため、公社からの返済金を金融機関に一括償還せず、一般財源が不足したときに公債費の支払いができるよう積み立てをした」との答弁がありました。

次に、「減収補てん債は、臨時財政対策債のように全額交付税措置がなされるわけではなく、市負担が残ることを考えると、財政の健全性から安易に借りないほうがよいと考えるが」との質疑に対し、「減収補てん債は一般的に赤字地方債と言われており、借りなくてもよい状況なら借りないほうがよい。しかし、現在、法人税の落ち込みにより交付税の算定額との乖離が大きく、財源不足が生じているため、来年度も借り入れる措置をとっている」との答弁がありました。

次に、「きめ細かな臨時交付金事業により小学校のトイレ改修工事が行われるとのことだが、実施する学校はどのような基準で決められたのか。また、改修の内容は」との質疑に対し、「トイレの状況については、各学校により緊急性や洋式トイレの必要数などが異なるため、学校に1000万円を計上し、どこの学校を行うかは学校側で決め実施してもらうこととした」との答弁がありました。

次に、「農道整備事業の農道舗装工事は、来年度からなくなるのか」との質疑に対し、「今回は緊急性が高いということで、きめ細かな臨時交付金により実施するが、来年度は予算措置していない。しかし、危険性や緊急性が高くなった場合は、予算措置をし実施する」との答弁がありました。

また、委員会からは、「茂原市は財政調整基金がないため減収補てん債を借り財政運営が行

われているが、財政調整基金は財政が苦しくても非常時のためにしっかりと積み立てをしておくべきである」との意見や、「電算委託料において、憲法改正国民投票法に対応するための投票人名簿システムが措置されているが、国民の財産と言える憲法を改正することは国の根本にかかわる大問題であり、何の論議もない中で、住民の税金を使って予算措置することは認められない」などの意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号は賛成者多数により原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「千葉県警察本部から警察官が派遣されてくるということだが、給料月額は何号給か。また、2号給以上への適用基準は」との質疑に対し、「1号給である。2号給以上への適用は高度な専門知識や経験を持つすぐれた者が対象であり、医師や弁護士などの職により号給が定まっている」との答弁があり、採決の結果、議案第15号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第16号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、財政健全化の一環として、平成18年4月から議員報酬の引き下げを行っているが、平成22年度においても、市の財政状況を考慮して、引き続き議員みずから議員報酬を削減しようとするものであり、採決の結果、議案第16号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第17号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「農業委員会会長職務代理者の役割及び家庭教育指導員の職務は」との質疑に対し、「農業委員会会長職務代理者は、農業委員会会長が事故等あるときに職務を代行するものであり、家庭教育指導員は生涯学習課に席を置く非常勤の職員で、子育てに関するしつけや悩みの相談、指導を行っている。しかし、今現在はおらず、他の非常勤職員で対応している」との答弁がありました。

また、委員から、「農業委員会だけ会長職務代理者を置くことは、他の行政委員会との兼ね合いから検討したらどうか。また、監査委員の報酬額において議会選出の委員と他の委員に差があるように農業委員も公選の委員と議会推薦の委員に差があってもよいのではないか。さら



に、家庭教育の重要性から、専門的知識を有する家庭教育指導員は設置すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第18号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「市長の給与は低いと感じるが、郡内町村長の給料はどのような状況か。また、この1年間に報酬審議会は開かれたのか」との質疑に対し、「長生郡内の首長給料については78万8000円が本則であり、実際の支給額は陸沢町、白子町、長生村が10%カット、一宮町では20%カットで行われている。報酬審議会については、財政健全化計画の期間である22年度までは現状のとおりと考えており、開催していない。また、市長の本則90万円の給与については、県内の市長給与額の平均的な額であり、25%カット後の給与は下から2番目となっている。25%カットについては、財政非常事態の中、市長の判断のもと、田中市長が前市長に引き継ぐ形で行われているが、現在、次期財政健全化計画について検討しているので、その中で整理していきたい」との答弁がありました。

また、委員からは、「長生郡内の首長より額が少ないことに疑問を感じるので、引き上げられる方策を検討してもらいたい」との要望がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、委員から、「副市長、教育長の給与については現在20%カットとなっているが、財政健全化計画が終了した翌年からは、実質、平均的になるよう検討願いたい」との要望があり、採決の結果、議案第19号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「1か月に60時間を超える残業を行っている職員は、21年度において何名くらいいるのか。また、そのうち代休を取る人はどのくらいと見込んでいるのか」との質疑に対し、「平

成21年4月から本年1月までの状況を見ると、対象者は20名くらいとなっている。そのうち、代休を取る職員については、本人の考えもあるが、忙しい中で休めないことも考えられるため、手当の支給を希望する人が多いと考えている」との答弁がありました。

次に、「時期的に忙しい課については、職員の健康管理を考え、短期的に増員をするなどの弾力的な異動を行ったかどうか」との質疑に対し、「現在も税の申告時には税事務経験者が申告受付の応援を行っているが、今後、御提案の趣旨に沿ってさらに検討したい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号は賛成者多数により原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第24号「財産の取得について」申し上げます。

審査の過程において、「パソコンとプリンターの落札額と保証はどのようになっているのか」との質疑に対し、「入札で行ったため、個々の価格の内訳はないが、パソコンは1台約11万円、プリンターについては設計額で9000円から5万円を超えるものがあり、さまざまな種類となっているが、平均すると1台約4万円となっている。また、保証については5年間である」との答弁があり、採決の結果、議案第24号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第27号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから組合規約中の規定について改正する必要があるため、関係地方公共団体と協議しようとするものであり、採決の結果、議案第27号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、陳情第1号「『核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

願意は、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える本年5月に開かれる核拡散防止条約再検討会議において、実効性のある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に取り組みされるよう政府関係機関に意見書の提出を求めるものであり、採決の結果、陳情第1号は全員異議なく採択することと決定しました。

次に、陳情第3号「公契約条例の制定を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本陳情書の中に、国への意見書採択が771議会とあるが、最近の採択状況と意見書の内容がわかれば教えてもらいたい」との質疑に対し、「本年1月5日時点で都道府県を含めた全国の市町村において、公契約法の制定を求めたものが700団体、労働条件の適切な実行などを求める同趣旨のものが90団体、公契約条例の検討を求めたものが14団体となっており、ほとんどのものが公契約法の制定を求める意見書となっている。これは、憲法において労働条件は法律で定めることとなっており、条例の範疇ではないとの理由からと考える」との答弁がありました。

次に、「本年2月から野田市の公契約条例が実際に執行されたと聞いているが、労働者の状況についての情報はるか」との質疑に対し、「本条例は昨年9月30日に交付され、本年2月1日に賃金水準などの細部を定めた規則が施行されている状況から、まだ本条例を適用した契約の締結はないものとする」との答弁がありました。

また、委員から、「本陳情については、国の法整備によってのみ、その趣旨に沿うことができるものであることから、国に法整備の要望を出すべきだ」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号は賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第4号「くらし支える行政サービス・人員拡充を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、委員から、「国への要望活動を見ると、県や国の地方部局を通して行っているが、交通網や通信網などが著しく発達している今、地方が直接国へ行ってもよいと考える。二重行政を手厚くするような本陳情に反対する」との意見があり、採決の結果、陳情第4号は賛成者少数により不採択とすることに決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 田丸たけ子君登壇）

○教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件について、5日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第4号「平成21年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について

て申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1453万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億4051万2000円にするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「高額医療・高額介護合算制度とは何か」との質疑に対し、「同一世帯の医療費と介護サービス費の両方の利用者負担額が高額になった場合に、一定の自己負担額を超えた分を支給することで負担を軽くする制度である。対象世帯は、加入している医療保険別に合算した自己負担額が限度額を超えた世帯で、対象期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間であるが、今回はこの制度が平成20年4月に創設されたため、平成20年4月から平成21年7月までの16か月分が該当となる」との答弁がありました。

次に、「自己負担限度額は幾らか」との質疑に対し、「対象となる世帯の所得、加入している医療保険、年齢により異なるが、例えば70歳から74歳の方で所得区分が一般の場合、自己負担限度額は年額56万円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第13号「平成22年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億5672万2000円とし、介護保険事業に要する費用に充てようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「介護保険給付費は年々増えてきているが、被保険者の今後の負担増加はあるのか」との質疑に対し、「介護保険料の見直しについては3年に一度行っており、平成24年度から第5期介護保険事業計画が始まる。この事業計画策定にあたっては、現在の第4期計画期間中の実績を踏まえ検討していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「地域自立生活支援事業の介護相談員の拡充についての考えはあるのか」との質疑に対し、「介護相談員については、平成13年に茂原市介護相談員設置要綱を定め、定員5名以内で現在3名が活動をしている。増員については新たに介護相談員養成研修を受講する必要があることから、2名分の研修費を予算計上している」との答弁がありました。

次に、「あんしん電話業務委託料が前年度より約100万円増えているが、その理由は何か」との質疑に対し、「あんしん電話は、ひとり暮らしの高齢者、身体障害者に緊急時に通報する緊急通報装置を貸与し、24時間365日対応するもので、20年度は123台、21年度は142台と増加

傾向にあり、単身高齢世帯を訪問している中で利用する方の増加を見込んだものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第21号「茂原市児童遊園設置条例の一部改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、児童遊園の利用者が減少する中、地元の要望等によりそれぞれ廃止しようとするもので、採決の結果、議案第21号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第25号「財産の取得について」申し上げます。

本案は、学校情報通信技術環境整備事業費補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、教育用パソコン100台及び教職員用パソコン253台並びに中学校校内LAN構成機器を日立電子サービス株式会社千葉支店より5691万円にて取得しようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「今回の取得によりパソコンの台数は足りているのか」との質疑に対し、「小学校については各校7台で、教員全員には行き渡らないが、中学校については教員人数分をそろえる」との答弁がありました。

次に、「教員が自宅で仕事をするため、個人情報が入ったUSBメモリを持ち帰り、紛失や盗難に遭うなど情報の流出が問題になっているが、セキュリティについての対策はどうか」との質疑に対し、「今回の整備でUSB型認証キーを教員に配付する。それにパソコンに接続し、暗証番号を入力することにより学校のサーバにアクセスができ、自宅にデータを持ち帰ることなく仕事ができる。また、USB型認証キーの中にデータはなく、紛失したとしてもその認証キーの使用を停止できることから、セキュリティ対策はかなり向上している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第25号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。

何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わりといたします。

○議長（常泉健一君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案7件について、5日本会議終了後、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第3号「平成21年茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、川中島終末処理場のポンプ設備更新工事において、下水道事業団発注の入札が不調となったことにより、年度内の執行が難しくなったため、6400万円を繰越明許費とするものがあります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「工事内容は」との質疑に対し、「処理場内の雨水ポンプ設備の更新である」との答弁がありました。

次に、「入札が不調とあるが、参加業者数は」との質疑に対し、「一般競争入札で2回実施され、1回目は1社、2回目はゼロ社とのことである」との答弁がありました。

以上の審査過程を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成22年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

平成22年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億2936万2000円で、前年度と比較し7億294万1000円、率にして33%の減であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公債費の今後の推移は」との質疑に対し、「平成22年度の公債費は約7億8000万円であるが、ピークを過ぎており、平成25年度ころには約6億3000万円に下がる見込みである」との答弁がありました。

次に、「財政健全化計画が終了する平成23年度以降、区域の拡大または施設整備のどちらに軸足を置き事業を進めていくのか」との質疑に対し、「基本的には老朽化した処理場施設の改築を優先するが、財政状況が好転すれば面整備も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「処理区域内における未水洗化件数とその対応は」との質疑に対し、「件数はおおよそ1300件あり、引き続き水洗化の普及促進を図っていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「平成22年度茂原市特別会計宅地開発事業費予算」について申し上げます。

本案は、西部地区開発事業用地の適切な維持管理をするため、事業費として36万7000円を計上するものであります。

審査過程において、委員からは、「用地処分について前向きに取り組まれない」との意見があり、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「平成22年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

平成22年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億7654万9000円で、前年度と比較し183万3000万円、率にして1%の減であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「駐車場の土地の価格と面積は」との質疑に対し、「直近の公示価格は1平方メートルあたり11万8000円で、面積は約1130平方メートルである」との答弁がありました。

次に、「土地買い上げの考えは」との質疑に対し、「平成32年12月31日まで30年間の賃貸借契約であり、公債費の償還として、建物については平成23年度、土地については平成35年度まで残っている」との答弁がありました。

次に、「電光掲示板の広告料金と掲載企業は」との質疑に対し、「株式会社田パブリシティが運営しており、料金は商業の時間帯や時間枠による増減はあるが、年間120万円である。主な掲載企業は、大多喜ガス、日立プラントテクノロジー、日立ディスプレイズ、アスカなどである」との答弁がありました。

また、委員からは、「利便性の向上を図るとともに、利用者増加につながる方策を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国における電線類の地中化に伴う占用料の額の取り扱いの一部改正に伴い、これに準じて本市においても同様の改正を行うものであります。

審査の過程において、「今回の改正による歳入の影響額は」との質疑に対し、「駅前が電線地中化されており、占用料が下がった影響により10万円程度減収になる見込みである」との答弁があり、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、組織の見直しに伴い、都市政策課が都市計画課へ名称変更することに伴い、所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第23号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第26号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、圏央道建設に伴う道路及び宅地分譲により市に帰属した道路を市民の一般交通の利便を図るため新たに認定するものであり、採決の結果、議案第26号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君） 市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案6件、陳情1件について、5日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第2号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1479万7000円を追加し、予算の総額をそれぞれ96億8895万4000円としようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「21年度決算見込みにおいて剰余金が発生することが予測されるが、財政調整基金として積み立てないのか」との質疑に対し、「平成20年度は約5億3000万円の黒字であったが、平成21年度は約2億1000万円と見込んでいる。その剰余金の全額を平成22年度の財源として歳入計上することとしたため、積み立ては行わなかった」との答弁がありました。

次に、「厳しい運営は理解できるが、今後、国保税の引き上げを行わずに対応できるのか」との質疑に対し、「今年度の剰余金を繰越金として財源とすることや、前期高齢者の医療費についての保険者間の負担調整にかかわる交付金が大幅に増加することが見込まれること等により、平成22年度は保険税率を据え置くことができると考えている」との答弁がありました。

次に、「ジェネリック医薬品の利用促進が医療費抑制につながると思うが、市はどのように考えるのか」との質疑に対し、「ジェネリック医薬品の普及については、まず被保険者の理解



を広め、また深めることが第一であるとする。また、ジェネリック医薬品の使用は患者が医師に対して意思表示することが重要であるが、医師の判断に委ねられていることもあるため非常に難しい問題である。今後は医師会とも調整を図りながら、平成22年度から普及啓発に取り組む予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「平成21年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8468万4000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8億568万7000円としようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「20年度の清算ということだが、例年この時期に行われるのか」との質疑に対し、「制度施行後、初めての清算であり、千葉県後期高齢者医療広域連合からの清算通知を受けて、今回の補正予算として計上した。県内56市町村分の精査結果であるので、例年この時期となるのではないかと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「平成22年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億1902万円とするもので、対前年比3億5471万5000円、3.7%の増となるものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「特定健康診査等事業費に計上された予算の内訳は。また、その受診率の数値目標をどのように考えたのか」との質疑に対し、「特定健康診査等事業費は、平成20年度から各医療保険者に義務づけられた生活習慣病予防のための健康診査の費用と、その健康診査の結果、生活習慣改善が必要と判定された方への保健指導を委託する経費を計上してある。実施計画における特定健康診査の平成22年度の目標受診率は45%であるが、当初予算としては平成20年度実績及び今年度の状況にかんがみ、35%相当を計上した」との答弁がありました。

次に、「健全な会計運営の観点から、財政調整基金は必要な財源であるとするが、22年度予算においてそれを取り崩している理由は」との質疑に対し、「本予算案は保険税率の引き上

げを行わないことを基本方針として編成した。このため、平成21年度決算で見込まれる剰余金や財政調整基金の取り崩しなど、すべての財源を充てることとしている。また、医療給付費については、今年度の状況を十分に勘案したものであるとの対応できると考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「特定健康診査の受診率について、抜本的な対策を講じ、率が向上するための措置を願う」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第10号「平成22年度茂原市特別会計老人保健費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121万円とするもので、これは後期高齢者医療制度施行に伴う老人保健費の清算をいたそうとするものであります。

採決の結果、議案第10号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「平成22年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3018万円とするもので、対前年比456万円、1.4%の減となるものです。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「歳入において、使用料が昨年度予算と比べ減額となっている。その要因は」との質疑に対し、「平成22年度において新規加入戸数を18戸見ているが、近年、本事業による使用料が減ってきており、過去の推移をもとに予算を計上したためである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第14号「平成22年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7589万7000円とするもので、対前年比5540万1000円、7.7%の増となるものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「保険料の徴収率について、数値はどう推移しているのか」との質疑に対し、「平成20年度の確定実績であるが、特別徴収については100%、普通徴収については96.69%である。現時点でも同様の推移である」との答弁がありました。

次に、「一般管理費が大きく減っている。その要因は」との質疑に対し、「人件費削減に伴う減と、郵送物を工夫して費用を削減したことより郵送料が減となったためである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、陳情第1号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情」について申し上げます。

陳情願意は、ワーキングプアの根絶と地域格差の是正を図るため、最低賃金を一律1000円とする最低賃金法の抜本改正と中小零細企業に対する支援策の拡充・強化をあわせて実施することを求め、国への意見書提出を願うものであります。

審査の過程において、委員より、「これは労働者側からの意見であり、内需が先か企業が元気になるのが先かという難しい問題もあるが、働く者たちの立場を守るという観点から、本陳情に賛意を表する」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

何とぞ本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で、各委員長長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後2時08分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時17分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件、議案第1号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」、議案第2号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）」、議案第5号「平成21年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」、議案第6号「平成22年度茂原市一般会計予算」、議案第7号「平成22年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第10号「平成22年度茂原市特別会計老人保健費予算」、議案第13号「平成22年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第14号「平成22年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上に反対し、その理由を述べます。

さらに、本会議に提出されました陳情第2号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情」、陳情第3号「公契約条例の制定を求める陳情」、陳情第4号「くらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第1号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について述べます。

本補正予算は、その多くを小中学校の校舎改築、耐震補強工事などの施設整備事業に引き当てがなされ、安全・安心な学校づくり推進に大きく貢献するものであり、市民の要望からすれば評価されるべきものであります。しかし、予算計上額は少額とはいえ、決して容認のできない案件が含まれております。それは総務費のうち選挙管理委員会費とされるもので、一見、選挙に向けたシステム管理かと見過ごされても不思議ではない項目であります。この大もとは、安倍政権が2007年度5月に強行採決しました改憲手続法に基づく国民投票人名簿のシステム構築であることが明らかになっております。いまだに憲法改正についてはその是非に関する世論が大きく分かれており、特に憲法第9条の改正に対する世論は、各新聞の調査でも6割以上が反対している事実を動かさません。憲法改正についての議論はさらに時間をかけた国民的合意が必要です。さらに、国会での憲法審査会も事実上機能していない状況下でもあります。総務省が投票年齢を20歳以上として法を施行し、政令の準備中であることもわかりました。国民投票法では、投票年齢を18歳以上とし、2007年の交付からことし5月の施行までの3年間に公職選挙法の投票年齢、これは20歳以上ですが、民法上の成人年齢との調整を行うとしていました。しかし、その議論が今になってもなされないまま、本則の18歳とするものと今回の20歳以上の投票年齢での施行準備は明らかな矛盾であります。大もとの法律も強行採決、世論も未成熟、法手続も未整備、このような状態で自治体に対しては法的な受託事務だからと一方的に事務作業を課すやり方は許せません。国が予算を出しますから、そして自治体もその言いなりに予算

計上する、このような姿勢に基づく項目を含む案件には反対するものです。

続いて、議案第2号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）」、議案第5号「平成21年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」についてですが、それぞれ議案第7号、議案第14号に関する部分と方向性をともにいたしますので、後述いたします。

次に、議案第6号「平成22年度茂原市一般会計予算」について述べます。

経済金融危機の状況がますます深刻化する中、昨年の政権交代後、初めての政府予算案が編成され、その内容は、景気悪化による地方財政の大幅税収の落ち込みを補てんするものとして、一般会計規模、一般歳出、地方交付税の金額、国債発行額など、いずれも過去最高となっています。茂原市も同様に深刻な景気悪化の影響があらわれ、市税収が大幅減収となっており、国庫支出金の28億7000万円余りと前年度より大幅増、そして地方交付税も特別枠、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設などで前年度よりも増加する見込みとなっているものの、極めて厳しい財政状況となっています。これに対応するために、財政健全化計画の掛け声のもとで、歳入面では使用料、手数料の見直しなどが継続され、市民の負担増となっています。また、職員の給与の減給、さらに公共施設窓口業務の民間委託や学校給食業務の民営化などによる職員リストラでの職員数大幅減など、人件費が昨年と比較いたしまして1億2000万円減、こういう削減が強行されています。こうした職員へのしわ寄せは職員の士気の低下を招き、地域経済への悪影響、さらに業務の質の低下を招き、ひいては住民サービスの後退へとつながっていきます。この一方で、市民サービスの顔とも言える生活課に千葉県警から再任をされた警察官の派遣があります。防犯対策としていますが、警察官を配置することは市民を監視しているとも言えるものであり、住民サービスのあり方からして激しく逸脱しているものと言わざるを得ません。

さらに、大企業への奨励金は昨年度よりさらに5000万円減額され2億5000万円となっていますが、市財政面からすれば巨額であり、再検討すべきものです。これに対して中小企業対策は若干の融資、利子補給制度があるのみでバランスが欠けている状況です。

こうした一方で、子ども手当支給事業、児童扶養手当の父子家庭への対象拡大、単身高齢者見守り事業、リストラ等で住宅を失った人に対する住宅手当緊急措置事業、乳幼児医療費の拡充、女性特有のがん検診の継続など、住民要望にこたえるための事業も予算化され、評価できますが、全体としては行政サービスの後退、市民負担増の予算であり、税金の使い道は住民本位へと転換されるべきであります。

以上のことから、本予算に反対するものであります。

次に、議案第2号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）」、議案第7号「平成22年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第10号「平成22年度茂原市特別会計老人保健費予算」について述べます。

国民健康保険は、国民の命と健康を守る制度ですが、今は逆に命と健康をむしばむような状況になっています。多くの自治体で所得300万円の4人家族に国保税が年間40万円を課されている現実が国会でも明らかにされています。余りにも高い国保税を払えない滞納者世帯が全体の2割にも達しています。滞納者世帯には短期証、資格証明書の発行がなされ、こうしたことが無保険状態や診療抑制を生み出し、手遅れで、最悪は命を失うなど、保険が人の健康を阻害する状態が告発されています。こうした状況をつくり出しているのは、歴代の政権による国保事業への国庫負担の削減が最大の要因であります。本市の22年度予算では、繰越金や前期高齢者の交付金、さらに財政調整基金5000万円の繰り入れなどで国保税の引き上げを行わないための努力がなされておりますが、茂原市民の願いは高すぎる国保税の引き下げであります。そのためには一般会計からの繰り入れなどの手立てが必要です。さらに、国庫負担の引き上げが何としても急務です。市民生活を守ることを要望いたしまして、本国保予算への反対理由といたします。

次に、議案第13号「平成22年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

介護保険制度が発足から10年が経過する中で、制度や保険料が相次いで改悪され、必要な介護が受けられず、在宅での生活も困難を増し、施設不足による入所待ちも深刻です。一方、介護報酬も過去2回切り下げられ、これが劣悪な労働条件を広げ、人材不足や深刻な経営難を招いてきました。こうしたことが去る3月13日に札幌市で起こった介護施設の火災で入所者7人が亡くなる痛ましい事件につながるものです。さらに、介護サービスを受けるために必要な介護認定の見直しでは、認定項目の削減で要介護度が低く判定されることが意図的に行われ、介護現場や利用者、家族から激しい反対運動が広がり、一部改善がなされたものの、依然として介護取り上げ、保険あって介護なしの実態は我が党議員が一般質問で詳しく述べたとおりであります。茂原市でも高齢化が進み、介護サービスの利用者が確実に増える中、施設入所希望者は344人ととどまるところがありません。施設整備の充実が高齢者や家族が地域で安心して生活していく上で必要不可欠です。第4期事業計画では、グループホームが市内3カ所、19床、これが建設され前進していますが、待機者数を見ればさらなる基盤整備の推進が重要課題です。また、介護保険料、利用料の負担増が高齢者の生活に重くのしかかっていることも重大です。今ある本市の保険料の減免制度が有効活用できるように制度拡充が必要であり、利用料の軽減

制度の確立が必要です。

以上のことから、本議案には反対いたします。

次に、議案第5号「平成21年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」、議案第14号「平成22年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で高齢者を別立ての保険に追い込み、医療差別を行い、うば捨て山だと多くの国民の非難を浴びてきました。国民の75%が廃止または見直しを求めており、制度廃止は国民的要求です。また、保険料は2年ごとに改定され、高齢者の人口増や医療費増によって引き上がる仕組みであり、平成22年度も全国的に引き上げとなり、千葉県でも約640円の引き上げとなりました。この制度は存続すればするほど害悪が広がり、即刻の廃止が必要です。ところが、新政権は大きな目玉として、この問題を主張し、政権交代を行いながら廃止をせずに先送りとしました。国民のすべてが公的医療保険制度に加入する国民皆保険を標榜する国において、年齢によって医療保険を区別しているような国は日本だけです。新政権の公約どおり、この制度を廃止すべきであることを強く主張いたしまして、反対討論いたします。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

今回の条例改正は、財政健全化計画に伴う人件費の削減で、3級から9級の職員を対象に給与を月額1%から6%減額するというものですが、既に21年度の人事院勧告において本給のマイナス改定が行われております。今回のさらなる人件費削減は、市の財政難のしわ寄せを職員に押しつけるものであります。市民のために日々頑張っている職員の活力や意欲に水をさすものであり、市民サービスにも大きな支障が出るおそれもあります。また、地域の消費不況にさらに拍車をかけることにつながります。一方で、勤務時間を月に60時間を超えた場合には現行より上乗せした時間外勤務手当を支給、もしくは代休で代替ができるように改善、前進されたものが抱き合わせで改正されています。この条例改正に対しては反対するものではありません。しかし、ここに示されている月60時間を超過する勤務自体が本来正常な勤務状況とは言えず、また、一部の業種に偏っているものであり、全職員が恩恵を受けるものではありません。こうしたことから、本議案に対しても反対するものであります。

続きまして、陳情第2号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情」について述べます。

若者や女性の2人に1人が非正規雇用、年収200万円以下で働く人が1000万人を超えるなど、

働く人々を取り巻く環境はいまだに改善の兆しが見えてまいりません。大もとに、労働者を守るルールがないか、非常に貧弱であるという現実があるからです。労働者派遣法の見直しも専門26業種の登録型派遣への容認、常用雇用の製造業への派遣の容認など2つの大穴があいたままです。こうした労働条件の見直しは急務ですが、労働の質を保証すべき賃金についても確かな保証が必要です。全国一律の最低賃金、時給1000円を定めることに対する反対意見として根強いのが、中小企業の支払い能力を引き上げ出す議論です。時給1000円にすると中小企業はみんなつぶれてしまうというわけです。しかし、これは大企業の論理でしかありません。根底に中小企業を守るルールが貧弱であるという現実があります。大企業の優位的地位の乱用による製品の買ったとき、代金の支払い延期が横行しています。コンビニ業界では、本部による加盟店の締めつけが末端加盟店の経営を圧迫していることが大きな問題となっています。今こそ中小企業を守るルール、仕入れ単価の引き下げ、支払いの円滑化などを定めた下請け代金法や適正利益と公正な単価決定に関する中小企業振興法の徹底が必要です。また、機械のリース代や家賃などへの直接保証、雇用調整助成金など、鳩山首相もその必要性に賛意を表明しています。今こそ中小企業と労働者を守るルールを確立し、全国一律最低賃金の実現を図ることを要望いたしまして、本委員会決議に反対し、陳情採択に向けての討論といたします。

続きまして、陳情第3号「公契約条例の制定を求める陳情」について述べます。

自治体で働く臨時職員など非正規職員が低賃金を強いられ、低入札価格によって公共工事や公共サービスを受注した企業で働く労働者が低賃金に苦しんでいます。委託契約の改悪と同時に労働者が解雇されという深刻な事態も生まれています。低入札価格の結果、安かろう、悪かろうの工事事業がまかり通り、こうした手抜き工事事業は税金のむだ使いにもなり、大きな社会問題となっています。

こうした中で、公共事業や公共サービスを発注する国、自治体など、公的機関と受注した事業者との間で結ばれる公契約に生活できる賃金や人間らしく働くことのできる労働条件を確保する法律、条例の制定を求める世論と運動が大きく前進しています。この公契約については一般質問で詳しく述べたとおりであります。本来であれば、国が公契約を法制定すべきですが、国がなかなか動こうとしない中で、千葉県野田市が全国に先駆けて公契約条例を制定しました。さらに、現在4自治体がこの公契約条例の検討を決議しています。本市においてもぜひ本陳情の願意をくみ取りいただき、採択を望むものであります。

次に、陳情第4号「暮らし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情」についてです。

日本の経済危機と国民生活の実態は極めて深刻であり、こうした国民の暮らし、福祉を守る



防波堤の役割が国、地方行政です。その行政の担い手が公務員であり、国民、住民への奉仕者として公正で効率的な行政サービスを国民、住民に提供する、こういうことが義務づけられています。同時に、公務員が真に全体の奉仕者として事業に従事できる体制を確立することも重要です。これまで自公政権による構造改革路線で、医療や福祉など社会保障が削減され続け、公務員数も先進国の中で最も低い水準の国となっています。2010年2月の衆議院総務委員会において日本共産党の塩川鉄也議員は、学校給食民間委託化の実例を上げて、行革推進法が地方公務員の純減など、地方行革押しつけの役割を果たしてきたと指摘し廃止を求めたのに対し、原口和弘総務大臣は、定員純減を押しつけたことが住民サービスを後退させたことは否めない、こう答弁しています。また、地方分権の名のもとで保育所や病院、特別養護老人ホームなどの施設基準や人員配置の国基準を取り去るなど、国民の安全にかかわる規制緩和の動きも危惧されております。建築基準法の緩和に端を発した耐震強度偽装事件や火災で多くの犠牲者を出した高齢者入所施設の事件に見られるように、百害あって一利なしであります。

以上のことから、本陳情の採択を強く要望いたしまして反対討論といたします。

以上、日本共産党からの反対討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第2号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第2号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第5号「平成21年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第6号「平成22年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第7号「平成22年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第10号「平成22年度茂原市特別会計老人保健費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第13号「平成22年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第13号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第14号「平成22年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第14号は、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告どおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第20号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第3号から第4号並びに第8号から第9号、第11号から第12号、第15号から第19号及び第21号から第27号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第3号から第4号並びに第8号から第9号、第11号から第12号、第15号から第19号及び第21号から第27号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

陳情第1号「『核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書』採択に関する陳情」についてですが、本件に対する委員長報告は採択でありますので、陳情第1号について採決します。

陳情第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第1号は採択することと決定しました。

次に、陳情第2号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情」についてですが、本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第2号について採決します。

陳情第2号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第2号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第3号「公契約条例の制定を求める陳情」についてですが、本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第3号について採決します。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「暮らし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第4号について採決します。

陳情第4号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第4号は不採択することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○議長（常泉健一君） ここで報告します。

本日、伊藤すすむ君、勝山颯郷君、三枝義男君から、本定例会に提出するため、発議案3件の送付があり、これを受理しお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

○議長（常泉健一君） それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第3号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提出者伊藤すすむ君から提案理由の説明を求めます。伊藤すすむ議員。

(15番 伊藤すすむ君登壇)

○15番（伊藤すすむ君） 提出者を代表しまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、4月1日から茂原市の行政組織が変更されることに伴い、教育福祉委員会及び市民環境経済委員会の所管事項の一部を改正しようとするものであります。その内容につきましては、教育福祉委員会の所管事項である健康福祉部を福祉部に改めるとともに、市民環境経済委員会の所管事項である経済部を経済環境部に、市民環境部を市民部に改めようとするものであります。

本会議におきましても慎重審議上、御可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（常泉健一君） 次に、発議案第2号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）の提出について」提出者勝山颯郷君から提案理由の説明を求めます。勝山颯郷議員。

(17番 勝山颯郷君登壇)

○17番（勝山穎郷君） 提出者を代表しまして、発議案第2号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求め、被爆65周年を迎え、本年開催される核拡散防止条約再検討会議において、実効性のある核兵器廃絶の合意がなされるべく平和市長会議が開催される2020年までに核兵器廃絶を目指す2020年ビジョンの実現や朝鮮半島や日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想の早期検討、核兵器モラトリアムの継続など、核軍縮、不拡散外交に強力に取り組まれるよう政府関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（常泉健一君） 次に、発議案第3号「永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書（案）の提出について」提出者三枝義男君から提案理由の説明を求めます。

三枝義男議員。

（22番 三枝義男君登壇）

○22番（三枝義男君） それでは、発議案第3号について提案理由の説明を申し上げます。

永住外国人に地方参政権を付与することは憲法上の規定によってできないばかりか、最高裁判所判決においては、選挙権を保障しているのは日本国民であると指摘している以上、拙速な結論を出すべきではないと考えます。この問題を法案として提出する際には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう政府関係機関に意見書の提出をしようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第3号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここで報告します。

ただいま議題となっております発議案3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略します。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。平ゆき子議員。

(9番 平ゆき子君登壇)

○9番(平ゆき子君) 日本共産党を代表いたしまして、発議案第3号「永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書」に反対し、その理由を述べます。

現在、日本には出入国管理及び難民認定法による永住者及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法による特別永住者の永住外国人が60万人を超えて暮らしております。これらの人々は、さまざまな問題を通じて地方政治と密接な関係を持ち、日本国民と同じように地方自治体に対して多くの意見や要求を持っています。地方政治は本来、すべての住民の要求にこたえ住民に奉仕するために住民自身の参加によって進めなければなりません。外国籍であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致いたします。最高裁も1995年2月に、永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されているものではないとの判決を下しております。また、多くの国々でも実施済みか実施に向けた積極的な検討が行われております。憲法93条は、地方公共団体の長、議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると書いております。国民がとは書いておりません。自治体を構成している住民全員が議員を選ぶ権利があります。日本に永住資格、特別永住資格を含んで持っている外国人に対し、外国国籍であることを考慮して、都道府県及び市区町村の首長、議会議員についての選挙権、被選挙権を付与する、また選挙活動の自由は日本国民に対するものと同様に保障すること、市町村の条例制定などの直接請求権、市長・議員リコールなどの住民投票権も同様に付与し、地方参政権を保障することが必要と考えます。

よって、本発議案には反対をいたします。以上です。

○議長(常泉健一君) 他にありませんか。前田正志議員。

(2番 前田正志君登壇)

○2番(前田正志君) 私は、発議案第3号「永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について」反対し、その理由を述べさせていただきます。

まず1点目に、この発議案第3号では、平成7年2月28日の最高裁判所の判決が引用されて

おります。具体的にこの本文の中で、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人に及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。したがって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があるものと断ぜざるを得ないと主張がされております。しかしながら、この最高裁判所の判決、平成7月2月28日の判決では、続きがあります。ちょっと長いんですけども、一部紹介をさせていただきます。

憲法93条2項、これは先ほど平議員の中にもありましたし、この配られている意見書（案）の7行目から9行目にもございます「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」という部分でございますが、この93条2項は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体における選挙の権利を保障したものだとは言えないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関係を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に得たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当であるとの一文がございます。

つまり、今回出されていますこの発議案第3号は、判決文のうち都合のよい部分のみを引用して、憲法上問題があるものと断ぜざるを得ないと結論づけております。これは著しい事実誤認を招きかねず、バランスを大きく欠いていると思わざるを得ません。

2点目は、意見書の表題とその本文の要綱事項の内容についてであります。表題では「永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書」とうたっておりますが、本分では「よって、国会及び政府にあつては、拙速な結論は避け、法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう強く要望する」といささかトーンダウンをしております。表題と本文の内容が大きくかけ離れていると感じてしまいますが、皆さんはいかがでございませうか。私が思いますに、表題を反対する意見書ではなく慎重な手続を求める意見書などとしてもよかつたのではないしょうか。あるいは本文の中にきちんと地方参政権の付与に反対すると明確な文言を入れるべきではないでしょうか。これでは地方参政権の付与に本当

に反対している皆さんからの理解を得られないのではないのでしょうか。そのような思いも持っています。

以上のように、表題と本文の内容の整合性がとれておらず、趣旨が不明確な発議案となっている気がいたします。これは大きな問題であると考えます。永住外国人の地方参政権の付与の問題は国民主権、地方自治の本旨、国際協調、そして歴史認識などと密接にかかわる問題でございます。議員各位におかれましてもさまざまなお考えがあろうかと思えます。しかしながら、私が今まで申し上げました最高裁判所の判決では、永住外国人に対して地方参政権を付与することは憲法上禁止されていないという点、また、この発議案の反対する意見書との表題と本文の内容が不釣り合いという、この2点についてよくよくお考えの上、御判断をいただきたいと思えます。

もちろん私は以上の2点を理由とし、この発議案に反対するものであります。本文中の「拙速な結論は避け、法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くように強く要望する」、これは至極当然の内容ではございますが、皆様にもう一度お考えをしっかりとっていただき、私の指摘をよくよく御検討いただきまして御判断をいただきたいと思えます。

以上で反対の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、発議案第1号「茂原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、発議案第2号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案の提出について」は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は、原案どおり可決することと決定しました。



次に、発議案第3号「永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書（案）の提出について」は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、発議案第3号は、原案どおり可決することと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後3時05分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後3時21分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、市長から、今定例会に提出するための議案の送付があり、これを受取りお手元に配付しました。

また、休憩中に議会運営委員会が開かれ、協議の結果、まず追加議案の上程説明を行い、議案質疑後委員会付託を行います。次に休憩をとり、その間に常任委員会を開催し、終了後、本会議を再開し、議案の審議をすることと報告を受けました。

お諮りします。議会運営委員会の協議に基づき議事日程を追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第28号の上程説明

○議長（常泉健一君） それでは、議事日程第3「議案第28号の上程説明」を議題とします。

議案第28号を上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 本日、追加で御提案申し上げます案件は議案1件でございます。

議案第28号の平成21年度一般会計補正予算につきましては、一般会計予算をさらに2億4718万3000円増額し、補正後の予算額を265億2935万3000円にするとともに、繰越明許費を補正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 企画財政部長 平野貞夫君。

（企画財政部長 平野貞夫君登壇）

○企画財政部長（平野貞夫君） 議案第28号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」につきまして御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4718万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億2935万3000円にしようとするものでございます。

その内容を歳出より申し上げます。

9款教育費、6項保健体育費、4目給食施設費の給食運営費は、財団法人茂原市学校給食公社の解散に要する経費に対し補助するため、2億4718万3000円を追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

1款市税は、個人市民税所得割を1億3700万円追加するものでございます。

10款地方交付税は、普通交付税を8018万3000円追加するものであります。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金を3000万円追加するものでございます。

次に、第2表繰越明許費について申し上げます。

給食運営費につきましては、財団法人茂原市学校給食公社において補助金清算事務の機関確保が困難であるため繰り越すものでございます。

以上、議案第28号についてご説明いたしました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後3時26分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後3時40分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第28号の質疑後委員会付託

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第4「議案第28号の質疑後委員会付託」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。田辺正和議員。

**○25番（田辺正和君）** それでは、質問をさせていただきます。今回の議案は、給食公社の解散に伴う退職金と、また職員の方の再就職に伴う、その経費だと思えますけれども、そこで質問をさせていただきますけれども、この議案が可決、成立した場合、千葉県労働委員会より勧告されました和解が成立し、また3月末までの給食公社の解散、4月1日からの東洋食品への移行がスムーズが行われるかどうか確認をさせていただきたいと思えます。

2点目に、その場合の退職金の内容について確認をしたいと思えますけれども、1つは、今回は整理解雇ということで、今までの職員の方の積立金、プラス通常の退職金に充てる補助金、プラス整理解雇に伴う上乗せ分、これが50%だと私は思っているんですけども、その合計の満額から10%差し引いた分の予算だというふうに認識しているんですけども、そのことについて説明をいただきたいと思えます。また、その場合、積立金と通常の退職金、また上乗せ分、それぞれ何%になるのか伺いたいと思えます。

また、今まで給食公社の職員の方の通常の場合の退職金についてでありますけれども、この退職金に充てられていた補助金の累計、総額はどのくらいになるのか、わかれば伺いたいと思えます。

また、3点目でありますけれども、退職金について、不服の方がいらっしゃるようでありますけれども、その場合、和解成立にどのような影響があるのか伺いたいと思えます。

以上、よろしく、とりあえずお願いいたします。

**○議長（常泉健一君）** ただいまの田辺正和議員の質疑に対し当局の答弁を求めます。

教育部長 國代文美君。

**○教育部長（國代文美君）** 第1点目のスムーズにこれが可決された場合にいくのかという御質問に対してでございますけれども、一番最後の質問とダブるわけでございますけれども、一部、同意されていない方がいらっしゃいます。このお金を9割支給ということで、それを納得していないわけでございますけれども、このことによりまして、結果として、本人が妥協するという結果になれば、これで一件落着といくわけでございますけれども、万一このことによつてさらに、結局100%寄越せということで、プラス10%の減は相成らんということであるならば、結果として本人が損害賠償か何かの裁判を提起することになると考えております。その場合においては、私どもとしては真摯にそれに対処してまいりたいと考えているところであります。

また、10%減額ということにつきましての総体での割合でございますけれども、補助額ということで考えますと86%程度になります。

もう1点の質問がよくわからなかったんですけども。

○25番（田辺正和君） 積立金と通常の補助金と、さらに上乗せ分、その割合は今回どうかということですか。

○教育部長（國代文美君） ちょっとその割合を出してはおりませんけれども、先日の全員協議会の資料にお渡しいたしましたように、総額でいきますと4億2200万で、中退金の積立金が1億7700万ということになっております。これを割り返してみないとわからないので、御理解願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（常泉健一君） 田辺正和議員、よろしいですか。

○25番（田辺正和君） 最初の質問で、今までの累計総額が答弁なかったんですけども。

再質問させていただきますけれども、先ほど最初の質問の中で答弁がまだいただいていないのがありますけれども、今まで給食公社の方が退職される場合に、御自分たちの積立金と、また、さらにそれに足りない上乗せ分として補助金を出していましたよね。それが今までの長い年数になるんでしょうけれども、累計の総額がどのくらいになるかまだ答弁を伺っていないんですけども、あわせて、質問がそんなにできませんのでこれをいただきたいのと、それに関連しますけれども、今回の職員の方の退職金の、それぞれの、ちょっと個別のことになっちゃうんですけども、今回、整理退職ということで加算されて退職金が決まっているはずなんですけれども、その中で、私ども関心がありますので、上位から5位くらいまでの方の個別の年齢、または勤務年数、支給額について教えていただきたいと思っております。

それから、この給食公社は昭和56年に設立されたわけでありまして、当初の目的は、経費削減というのが目的であったと思っておりますけれども、それがだんだん目的が果たせないままきまして、今回、給食公社の調理業務をプロポーザル方式ですると、こういうことになって、こういうことになったと思うんですけども、そもそも設立当時というのは臨時職員の方で対応すると、こうふうに私たちは思っていたんですけども、それが途中で臨時職員じゃなくて正規の職員として採用されることになってきたと思うんですけども、その正規の職員に採用した場合にどういう採用方式というか、採用基準で職員として採用されたのか、さかのぼってしまいますけれども、伺いたいと思っております。

それから、現在は給食公社の職員の方は市の職員の方と同じような給料だというふうに私どもも伺っているんですけども、その場合、一般職並みなのか、それとも技能職なのか、この辺

についても伺いたいと思います。

また、あわせて、退職金に充てる積立金については、市の職員の方と給食公社の職員の方の積立金の割合というのは違っていたのかどうかも伺いたいと思います。

それから、今回、給食公社の解散に伴って臨時職員の方が14名いるように伺っているんですけども、その方々については、今回どのような対応をされるのか伺いたいと思います。

また、関連でありますけれども、関連業者の方が100社くらいあるということでもありますけれども、業者によっては大変な影響があると思いますけれども、この辺の対応について伺いたいと思います。

また、もう1点でありますけれども、再就職のあっせんについて伺いたいと思いますけれども、予算の中には1人あたり73万5000円、その4人分、294万円が中に入っていると思いますけれども、この4人の中には退職金の支給について不服の方も入っているのかどうか伺いたいと思います。

また、このような対応については、他市でも直近の事例としてこういう事例があるのかどうか伺いたいと思います。

**○議長（常泉健一君）** ただいまの再質問に対し当局の答弁を求めます。

教育部長 國代文美君。

**○教育部長（國代文美君）** 多岐にわたり細かい御質問がたくさんありましたので、すべてに答えられることにはならないと思いますけれども、今現状わかる範囲において説明させていただきます。

まず、累計につきましては、これは補助金で出しているわけではございません。委託料として出しているわけですので、これを月々の数字として、私どもが今合計として幾らであるということは、今この場では説明しかねる状況でございます。御必要であれば、後ほど御提示させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、第2点目、公社の採用について、本来臨時職であるところがいつからか正職になったという話でございますけれども、これは今まで臨時非常勤であった給食の職員が公社成立によって正職になったわけでございます。56年以降に採用された方については、公社の面接を受けて正職として採用になっているわけでありまして。だから、臨時職が何かのきっかけで故意に正職になったとかという事実はございません。

また、次に、給料の一般職と云々という話でございますけれども、これは技能職でございます。

次に、臨時職の対応ということです。これについては、臨時の方は14名いらっしゃる、それは先ほど言われたとおりでございますけれども、この方々につきましては、東洋食品を面接しております。この方々は、14名中12名の方が東洋食品のパート職として、また1名は正職として面接を受けました。この方々につきましては、全員採用ということで内示を受けている状況でございます。

次に、業者の関係でございますけれども、御指摘のとおり、100社余りございます。この100社余りにつきましては、なるべくその業者の方々に御迷惑かからない形で対処しなくちゃいけない。万一裁判となった場合には、破産という状況になってしまいます。この場合においては業者に多大な御迷惑をかけますので、結果として否認という法律的な行為があるそうなんですけれども、これは過去にさかのぼって破産管財人から請求権が発生するそうなんです。だから、払ったとしてもまた請求される可能性もございますけれども、市としては最大限業者に迷惑かからない形をとるために、24日、給食業務が終了いたしましたら、早急に計算してお支払いすると、そういう形で一義的にはそれで対処したいと考えております。しかし、法律行為が絡んできますので、結果としてどういう問題が起こるかということは今後の問題となります。

次に、あっせんについてでございますけれども、このあっせんについては、不服の方がいらっしゃるということでございますけれども、新たな生活根拠をつくってくれというのが組合の、また職員の方々の強い希望であると認識しております。その中で、東洋食品の給料が安価であると、その中で何とか新たな就職を求めたいという方は当然いらっしゃることはわかっております。この中で、私どもとしては、リクルートに申し込むことによりまして、より高いところの職種の選択、こういう形で取り組む予定でございます。その中で、先日もお話し申し上げましたけれども、東洋食品に受かっていながら、それを辞退せずにリクルートのほうに申し込みたい、そういう感じの方もいらっしゃることも事実であります。この方たちについては、万一そういう形になった場合には対処できるために、今回の補正予算に計上させていただいたわけでございますので、よろしく願いいたします。

以上、御質問には答えつつもでございますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（常泉健一君） 再々質問ありますか。田辺正和議員。

○25番（田辺正和君） 答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、今回のこの議案については、給食公社職員の方との和解に伴う対応だということでありまして、このことは市の給食業務に関連したということで、現在の本市の財政状況から見ても、本市は相当配慮していると、こう私は思うわけでございますけれども、

この内容について、市民の理解が得られて、また市民が納得できる対応かどうか、最後に市長の率直な見解を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（常泉健一君） 答弁を求めます。市長 田中豊彦君。

○市長（田中豊彦君） この学校給食公社のことなのですが、教育委員会と公社の間で大分時間をかけていろいろと話し合ってきたわけでございます。最良の方策として、公社のほうにも給食業務に参入していただけるかどうかということも含めましてお願いをしたわけでございますが、プロポーザルには応募してこられました。ですが、採用には至らなかったということでございます。したがって、プロポーザルで応募してきた東洋食品さんに1月以降お願いするというところで行政側は今後対処していきたいと思っております。その中で、今いらっしゃる公社の職員の方たちの処遇の問題で、教育委員会と公社でいろいろと話し合っ、あるいは組合も団体交渉を申し入れたりしましてやってきたわけでございますが、その和解案が団体交渉の間で出てきました。それをまず教育委員会、市も交えましていろいろと和解案に沿った形で、納得いくような形で最善の方策を市のほうでも検討してきたわけでございます。その結果、この9割という、これは通常の退職金は満額払っているわけです。やむを得ず整理解雇というようなことで、県の事例等もいろいろと参考にさせていただきまして、退職金としての整理という意味で支給せざるを得ないのかなと思ひまして、さらにその上乘せをしたわけでございます。ただ、今の財政状況をかながみますと、期初、皆様方にもお願いしたとおり、8割くらいが市としては最適な数字なのかなと思ひ提案したわけでございますが、どうも組合側の交渉がなかなかうまくいかないというような経緯、経過もございまして、再度、市の行政側の債務も交えました中での数字、これはぎりぎりの線で9割という数字を出させていただいたわけでございます。これ以上の譲歩は一切市側としては申し入れできないということでございまして、市民の皆様方にも最大の、私としては配慮してきたつもりでおります。

それともう一つの話としては、就職先の件でございますが、行政側としては臨時職の職場何としても、公社のほうからの申し入れで何件でもいいから出していただきたいということで、最大でございますけれども、考慮した中で7件か8件か提案してきたところでございます。それ以外に東洋食品さんのほうで採用していただけるということを聞きましたので、今反対している組合の方もいますけれども、その組合の方たちも東洋食品を受けておりまして、しかも、採用通知をもらっているわけです。ですから、本人たちは、行く意思がなければ拒めばいいはずだと思ひますが、いまだに拒んでいないということは、私の個人的な考えとすれば、本人はそれはもう了解したというような思いでいると私は理解しております。したがって、

行政側としては最大の配慮をして、最大の結果を得たと私としては思っております。ただ、そのとらえ方が人それぞれありますので、何とも言えないところがございますけれども、御理解をしていただきたいと。どういう決着になるかわかりませんが、はっきりしていることは、今そういうような形で何人かの方がまだ同意をしていただいております、こういう現実がございますが、ただ、今回のこの議案が通りますと、一たんはその方たちにも退職金を振り込むような形になります。ですから、振り込んで、通常ですと同意しなければその退職金を戻してくると思っております。同意しないんですから。ただ、9割分はもらいますよということで多分とるんじゃないかと思っておりますので、9割分とった段階で、私は今回の案件は全部終わったという、市側としてはそういう判断をするつもりではおります。ですが、その残りの10%をどうしても、整理退職の10%寄越せというようなことになると思いますが、ですけども、そういうような判断が果たして正常かどうかというのは、個人的にはそれは正常ではないと思っております。弁護士のいろいろな先生の話も聞いておりますけれども、いろいろとらえ方がありますので、御理解をしていただきたい。それはどういう形になるかわかりませんが、ただ、そういうことも踏まえて、とにかく行政側としては最大の配慮を組合員の方たちにしてきたと。特に公社、教育も含めましてしてきたと思っております。以上です。

○議長（常泉健一君） 他に質疑ありませんか。矢部義明議員。

○3番（矢部義明君） それでは、田辺議員の質問及び市長の答弁に通じる部分もあろうかと思っておりますが、2点ほど質問させていただきます。

現在、給食公社職員の中で東洋食品への就職希望者の実態数というのは何名で、採用状況としては今現在どういう状況になっておられるのか。

2点目は、退職金のことになりますが、先ほど市長の答弁にありましたが、支給について再度お伺いいたします。今回、退職金支給額プラス整理退職による増額分を合算しておよそ90%支給することになっておりますが、ほかにこのような事例はあるのかお伺いいたします。以上、2点です。

○議長（常泉健一君） 矢部議員の質疑に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） それでは、お答え申し上げます。

まず、就職希望者数でございますけれども、正職につきましては29名いらっしゃることは御承知のとおりと思っております。そのうち定年退職者が4名、残りの25名中12名の方が東洋食品に就職を希望されました。この方々は全員が、1人はパートで採用されたいということで、正職からパートになるわけでございますけれども、結果として12名の方が採用ということで通知を受



けております。また、用務員と学校の調理員、そこの非常勤ということで2名の方が採用となっております。その他の方につきましては再就職を希望しないという結果になっております。もう1人いらっしゃる方は、リクルートをお願いしたいという結果で、繰り返しになりますけれども、東洋食品が12名、学校調理員関係の非常勤が、臨時職含めて2名、そして再就職を希望しない方が10名、リクルートが今現状では1名の方が希望するという状況でございます。また、パートにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、14名中東洋食品のパート職員が13名、今パートでございますけれども、東洋食品では正職を望むということで、その採用が1名、結果として14名中12名が東洋食品、その他の他企業に行く方が1名、そして就職を希望しない方が1名ということになっております。以上が就職希望関係の状況でございます。

また、退職金につきましては、90%支給ということで先ほど市長から答弁あったりしておりでございます。本来であれば、定年退職、また勸奨、普通退職、これが普通の退職における支給額でございますけれども、今回の公社解散ということで、整理退職という形の中で、プラスアルファという形で支給されている。その全額支給については、これは結果として、私個人的に考える点で考えますと、確かに職を失するということになりまますので大変な状況であることは十分認識しております。その中でありますけれども、今の現状、経済状況とか市民感情、また議会の皆様方の御意見等を踏まえますと、90%支給が最大値だと考えております。その1つのあらわれとして、今回の補正予算にもありますように、本来は緊急措置に対処するために蓄えてあります財政調整基金の一部を取り崩すことによって対処するという事を考えますと、茂原市としては最大の誠意を示したと、そう考えているところであります。以上です。

○議長（常泉健一君） 再質問ありますか。矢部義明議員。

○3番（矢部義明君） ありがとうございます。

それでは、1番目のほうに再質問させていただきます。まず、私が聞くところによると、先ほどもお話に出ていましたが、採用通知を受けながら、さらにまた待遇のよい職場をあっせんしてくださいというようなことを公社及び当局のほうに依頼している方がいらっしゃるようですが、当局としてはこれにどう対応していくのかお考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（常泉健一君） 再質問に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） この点につきましては、議員おっしゃるとおりでありまして、社会通念からいきまして、本来決まっているところについて、断りなくほかの企業を探すということは、これはあってはならないことだと考えております。実際、今の東洋食品の金額が安いということをもって、ほかの企業も探すという、そういう形が万一あり得る可能性も十分あり

ます。今過程で話をしますから、あるなんていう言い方はできません。しかし、そういう過程があったとした場合に、私ども対処する方法として、リクルートの4名という形で本日の補正予算に計上させてもらったわけでございます。その枠内で対処したいと考えております。

先ほどの質問で漏れましたけれども、そういう事例ということでもありますけれども、県内の状況といたしましては、千葉県農業開発公社が9割支給ということで合意を得て実施したということでございます。以上です。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、この間、私ども日本共産党は、常にこの公社の職員の方、この方にはやはり退職金の規定に基づいて、また整理解雇の基準にある額、これは絶対、要するに満額ですね、措置を行うこと、これが当然じゃないかと。上乘せ分があってもしかるべきじゃないかと。これはこれまで一貫してきた主張です。本来60歳まで働ける職員の方々を市の都合で退職に追いやったことになるので、こういった点からいっても、この退職金は満額規定どおり出すのが筋ではないかと、このように思います。

今回お話ししたところでは、市としては目いっぱい努力をして8割から9割、これがぎりぎりの線だというお話でしたが、現在、公社の方との交渉、実際のところまだ和解されていないというお話ですが、具体的にどの程度の方がこのお話しに納得されていないのか。そこら辺のところをお伺いしたいのと、その交渉の仕方、これはお一人お一人と交渉されているのか、それとも御一緒にやっているのか、そこら辺の2点、お伺いしたいと思います。

○議長（常泉健一君） 平議員の質疑に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） それでは、交渉の内容でございますけれども、納得していない人数につきましては、これは明確な数字はわかりません。ただ、私どもにお話しに来ていただきました方が5名いらっしゃいます。その方を基準とした場合に、5名内外ではないかと考えているところであります。

なお、間違いなく今回の結果をもって納得していただいているという組合の方もいらっしゃることも事実であります。

また、交渉の形でございますけれども、これは個別対応ではなく団体交渉ということで、公社のほうで団体交渉を続けていただいているところでございます。以上です。

○議長（常泉健一君） 再質問ありませんか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） はっきりした数字がわからないけれども、一応5人くらいじゃないかというようなお話でした。もう一度確認をしたいんですが、公社と公社の職員の方が団体交渉

をされて、この5人の方が納得できないということになっているのか、ちょっとそこら辺のところ。

あと、賛成した方、この方たちは同意書というんですか、そういったものも取り交わされているんでしょうか。

また、こういった中で、実際、2月議会でも和解という、その場で和解ということをやりたいという労働委員会の報告がきて、その和解の方向でやるということになっているはずなんです。お話を伺っていると、歩み寄るといっても、むしろもうこの数字以外はないんだよというような、こういうような雰囲気を感じられるんですね。これ以上はもう認められないと。こういった場合、本当に和解に向けての努力がされているのか。もっと押しつけじゃないような、全員の皆さんが納得できるような方向で本来はやるべきじゃないかと。さらに、先ほど東洋のほうに決まっているようだけれども、ほかも探しているようだというようなお話、これは社会通念上おかしいんじゃないかというようなお話でしたけれども、実際、安い給料で今後働かなきゃいけないという場合に、より自分の生活を守るためにはそういった努力もあってしかるべきじゃないんでしょうか。これを批判するようなことはないんじゃないかと思うんですが、その点ももう一度お話を伺いたいと思います。

○議長（常泉健一君） 再質問に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） まず、同意書の関係でございます。同意書の関係につきましては、本日議会の議決をいただきましたら、補助要綱を作成いたしまして、その補助要綱に基づいて公社のほうから請求していただくわけでありまして、その請求がありましたら、それを当然、各従業員の方々にお支払いしますから、その金額でいい、悪いということについて同意書をもらうという形がとられるものと考えております。しかし、中には、先ほど来話してございますように、同意していただけない方、また同意書をいただけない方もいらっしゃるかと考えております。その場合、同意した人はその金額で決着すると。同意しない方については、結局裁判なりやって、万一、敗訴、勝訴とありますけれども、その結果についてプラスアルファがあると、こういうことになると不公平感がありますので、一部もらえないということであるならば、全員同意書をもらわずに9割支給だけやって、あと最終的な決着をもって全員に分配するとか、そういうこともあり得ることは事実であります。しかし、このことにつきましては、時間の推移とともに変わってくる結論でございますので、どういう決着を見るかはきょう以降の流れの中で最終的に決定してまいりたいと考えているところでございます。

また、和解文書につきましては、この和解文書をよく見ていただければわかりますように、

教育委員会は市と協議の上、茂原市議会の議決を条件として、公社が公社職員に支払う退職金の予算を確保するとうたっているわけであります。これは私どもが同意したとともに、組合の方も合意している内容であります。逆に考えますと、組合も市議会の議決を得た数字については容認すると理解しているわけであります。そういう上で考えますと、議会の皆様方の議決によって得た数字が最大値であると言っているのではないかと私は理解しているところであります。

あと、安い給料云々ということについては、まさにそのとおりであります。私が言ったのは、採用通知を受けていて、採用通知を受けたということは、東洋食品もその人をあてにして配備体制をつくっているわけであります。その場合において、直前において、その方が、いや、もっといいところがあるから行くよという形になりますと、東洋食品が配置体制で混乱があると思うんです。そういう点では、自分の趣旨と進退ははっきりした上で次にいくという形をとるのが社会通念上、一般じゃないかということと言ったわけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（常泉健一君） 再々質問ありませんか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） そうしますと、このまま納得いかない方とオーケーという方、今の状況がそういう状況になっているようですが、市としては納得していない方、説得のためには今後もまた最大の努力はされるということなんでしょうか。それとも、即、そちらの裁判のほうにいくと、こういうお考えですか。

○議長（常泉健一君） 再々質問に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） お答え申し上げます。裁判を望んでいるわけではございません。裁判がなくして平穏な形の中で決着つくのが最大であると考えております。その点においては、私どもは使用者でございませぬから団体交渉という形はとれませんけれども、交渉については公社がやっていただきます。一方、話し合いの場等あるのであれば、私どもとしてはその場に参加する気持ちはあるということだけは御理解願いたいと思っております。支払う段階において、少なくとも全員が同意いただけるような形での対応はしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 皆さんたくさん質問されたので、確認したいことだけお聞きします。

たびたび退職金支給に関しまして口にされています市民感情という話、これは市の財政が大変な中、公社職員の退職金、整理解雇要件に対する満額支給、これを決定されるということで、

これで市民感情を考慮した上での9割支給という、こういうことが大きく、この9割方出すと決めたことに対しての、市民感情を考慮してということが大きく影響しているのかどうか。満額ではなくて10%減額が適当である、この結論に達している、この点ですよね。市民感情を勘案した上での10%カット、これが随分影響しているのかどうか。その点をまず伺いたいということで、あと、市民感情ということについて、くみ取った上での措置だと思いますけれども、これは皆さん、市民感情というのは大きいですから、ちゃんと調査されたのか、ちゃんとくみ取ったのか、この辺を伺いたいと思います。

○議長（常泉健一君） 飯尾議員の質疑に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） 市民感情ということにつきましては、先ほど説明申し上げましたけれども、財政調整基金につきまして、本来これは災害等あったときに対処するための資金でございます。本来であれば、これを崩すことは、これは全く問題がある点でございます。でありながら、今回の対応について、3000万でございますけれども、そこに充てたということは、茂原市としての最大限であるということは議員も御理解いただけたらと思っております。万一、100%ということであれば、財政調整基金を食ってもなおかつ足りなくなるという現実がございます。それで果たして住民感情がオーケーとなるのかどうか、この点は一般論として考えても当たり前のことと考えております。また、そのことを調査したのかということにつきましては、調査してございません。しかし、調査せずしても、そのことは理解できるということで、住民感情という言葉を使わせていただいたわけでありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（常泉健一君） 再質問ありませんか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） その市民感情が、今部長おっしゃったように、憶測であるというのがはっきりしましたね。これを大きくとらえているというのは、ちょっと問題じゃないですかね。私、この件も含めてですけれども、いろいろな集まりがありまして、例えば民営化に対するシンポジウムとかありましたけれども、そこではもちろん民営化賛成の方、公社のことも含めて、反対の方もいらっしゃいます。こういうところで感じたのは、一方で、今まで皆さん答弁されてきました市の困難な財政状況を考慮するという声もありますけれども、やっぱりこの不景気に職を失う人、この人々に対する行政処置での解雇劇でありますから、支払いは満額出すべきたということがありますよね。この議会の中でも市民感情云々の話が先ほども出ています。これも一部の意見としてみれば、どっちをとるかというのは、どっちとも言えない。公平な処置ということが言えないんじゃないのかなと思うんですよね。住民感情を出されて、一方的な住

民感情で判断されたというふうに私は思うんですけれども、端的に言って不公平だと。これでも一般化するのは無理があると思いますけれども、これはどうでしょうか。

○議長（常泉健一君） 再質問に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） この点については、住民意識調査はしてございませんけれども、今現在、ここにいらっしゃる26名の議員の方々は市民の代表でございます。市民の代表であるということであれば、この皆さん方が納得できる数字が市民感情であると考えていることは、それで間違いないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（常泉健一君） 再々質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 住民の代表として、私も。財政が大変なことは私も承知しております。でも、やっぱり今回の件は、考えれば考えるほど不可解ですよ。こんなところまで金を削るのかという。先ほどお金が大変なのは重々御説明ありましたけれども、先ほど皆さんおっしゃっていましたが、大変な中での失職、大変な中での求職、これはものすごく公社の人、胸が痛むと思うんですよ、非常に不安であると。大変なことですよ。何か聞いていて、足りないのはお金じゃなくて住民の生活を守るという自治体の姿勢、その心がない、これが足りないのかなと私は個人的にそう思いますけれども、住民の代表ですけれども。福祉の心がないということが許されるのかどうか、この辺の見解で、何で9割という数字を出したのかという、この辺もう少し詳しくお願いします。以上です。

○議長（常泉健一君） 再々質問に対し答弁を求めます。教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） まず、生活の根拠ということについてのあっせんのこととございますけれども、これは給料が安くなるということについて、なおかつ生活の根拠を奪われるということであるならば、それは大変なこととございます。その上でリクルートに依頼するというのは、業種、または給料体系、それも含めて新たなあっせんをしていただくということで、自分がたくさんの報酬が得たいということであれば、その業種、賃金体系のところを選んでいただく、そういう形で対処しているということとございますので、私どもは突き放すという意識は全くございません。

また、9割にしたということについては、これは財政状況と最大誠意を公社の職員の方に示したという、その姿をこの数字が示していると私は考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第28号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務委員会に付託します。

あらかじめ申し上げます。本会議が17時を過ぎた場合、会議時間を延長いたします。

ここでしばらく休憩します。

午後 4 時 29 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 6 時 29 分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど審査を付託しました案件について、総務委員会から審査結果の報告がありましたので、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第28号の審議

○議長（常泉健一君） 次に、日程第5「議案第28号の審議」を議題とします。

まず、審査を付託しました案件について、総務委員会委員長 勝山穎郷君から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

（総務委員会委員長 勝山穎郷君登壇）

○総務委員会委員長（勝山穎郷君） 本委員会は、先ほど本会議において付託されました議案第28号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」について、本会議休憩中、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果に御報告申し上げます。

本案は、財団法人茂原市学校給食公社の解散に要する経費に対し補助するために、歳入歳出予算の総額に2億4718万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を265億2935万3000円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の退職金の支給額で最高額は幾らか」との質疑に対し、「支給額は1980万円で、年齢は51歳の方であり、勤続年数は28年と6か月の方である」との答弁がありました。

次に、「東洋食品に再就職後、離職した場合は再就職支援サービスを受けることができるのか」との質疑に対し、「当初からリクルートを通じ支援を受けている方が対象であり、それ以外は想定していない」との答弁がありました。

次に、「公社職員で合意を得ている人も得られない人についても退職金を払うべきと考えているが、どうか」との質疑に対し、「合意を得られている人に迷惑をかけられないため、全員に90%の額を支払う」との答弁がありました。

次に、「破産管財人と清算人とは異なるが、今後どのように事務を進めるのか」との質疑に対し、「清算人については、合意のある、なしにかかわらず4月1日に選任する。全員の合意が得られれば清算事務を行うことができるが、全員の合意が得られない場合は清算人が破産の申立を裁判所に行い、裁判所が破産管財人を選任することとなる」との答弁がありました。

次に、「給食公社において、市職員並みに退職金が支払われるようになったのはいつからか。また、給与についてはどうか」との質疑に対し、「平成6年に財団法人茂原市学校給食公社職員退職金規程の改正が行われ、市職員の例により退職金が支払われるようになった。また、給与については、茂原市で給与支給に関する改正があった場合など、その都度改正を行い支給していた」との答弁がありました。

次に、「退職金に対する中退金の割合はどうか」との質疑に対し、「定年退職の場合で支給額が1880万円であり、そのうち中退金が730万円、不足額が1150万円である。整理退職の場合は支給額が2000万円であり、そのうち中退金が770万円、不足額が1230万円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第28号は賛成者多数により原案のとおり可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本議会におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（常泉健一君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、議案第28号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」について反対の意見を述べます。

日本共産党は、財団法人茂原市学校給食公社、以下公社とします。職員に対する退職金支払い及び再就職あっせん費用に関する補助金交付につきましては、反対するものではありません。



しかし、その条件につきましては、到底認められるものではなく、以下要望するとともに、本案件につきましては反対の意を表明し、その理由を述べます。

このたびの学校給食調理の民営化に伴う公社解散、職員の失職は市当局の行政措置によるものであり、公社職員の意思によるものではありません。市民の暮らしや福祉を守ることが地方自治体の責務であります。その自治体が職員の生活を守るところか、自治体経費削減を最優先させる余り、全く逆の措置を講じたことに大きな問題があります。この冬も、東京に公設派遣村が誕生しました。企業により解雇された労働者を国や東京都という自治体が予算を投じて救済に乗り出しました。これが本来あるべき行政の仕事です。果たしてこの茂原市はどうでしょうか。行政措置による失職で定年を迎えないまま仕事を失う職員が大勢います。このような人たちに対して整理解雇基準による退職金相当額が支払われない事態は余りにも理不尽です。むしろ上乘せがあってもしかるべきです。今日の雇用情勢の中、職を失う公社職員の不安を思うと、胸が痛みます。満額での退職金支給が行われることを求め、それが行われなければ今回の本市の実に冷たい措置が市政に汚点を残し、将来にわたっても禍根を残すものとなることを指摘し、私の反対討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第28号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（常泉健一君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第28号は原案どおり可決することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## ○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議
2. 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議
3. 議案第28号の上程説明
4. 議案第28号の質疑後委員会付託
5. 議案第28号の審議

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	前 田 正 志 君
3番	矢 部 義 明 君	4番	金 坂 道 人 君
5番	中 山 和 夫 君	6番	山 田 きよし 君
7番	細 谷 菜穂子 君	8番	森 川 雅 之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴 木 敏 文 君
11番	ますだ よしお 君	12番	田 丸 たけ子 君
13番	加賀田 隆 志 君	14番	腰 川 日出夫 君
15番	伊 藤 すすむ 君	17番	勝 山 穎 郷 君
18番	初 谷 智津枝 君	19番	三 橋 弘 明 君
20番	関 好 治 君	21番	早 野 公一郎 君
22番	三 枝 義 男 君	24番	市 原 健 二 君
25番	田 辺 正 和 君	26番	金 澤 武 夫 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠 席 議 員

な し

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長 (行財政改革推進本部長)	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	松 本 文 雄 君
企 画 財 政 部 長	平 野 貞 夫 君	市 民 環 境 部 長	風 戸 茂 樹 君
健 康 福 祉 部 長	古 山 剛 君	経 済 部 長	川 崎 清 一 君
都 市 建 設 部 長	古 市 賢 一 君	教 育 部 長	國 代 文 美 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	中 山 茂 君	企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	片 岡 繁 君
企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	今 関 正 男 君	市 民 環 境 部 次 長 (生活課長事務取扱)	渡 邊 輝 夫 君
健 康 福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	大 野 博 志 君	経 済 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	山 崎 春 雄 君
都 市 建 設 部 次 長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	河 野 正 善 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市政策課長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	酒 井 達 夫 君
教 育 部 次 長 (庶務課長事務取扱)	斉 藤 勝 君	職 員 課 長	相 澤 佐 君
企 画 政 策 課 長	岡 本 幸 一 君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	金 坂 正 利
主 幹	鈴 木 均
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

○議長（常泉健一君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでございました。

これもちまして、平成22年度茂原市議会第1回定例会を閉会といたします。

午後6時40分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年5月12日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 初 谷 智 津 枝

茂原市議会議員 関 好 治